

CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 規約

（名称）

第1条 本会は「CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、CM方式（ピュア型）について、地方公共団体を想定した公共発注者が利用しやすい仕組みの創設に向け、CM方式に精通している有識者で、CM制度の具体的な制度設計に関する検討をする目的とする。

（審議事項）

第3条 検討会は、「CM方式（ピュア型）」に関して次の事項について検討する。

- ① CMRのマネジメント業務の役割・責務
- ② 発注者・CMR間のCM契約の仕組み
- ③ CMRの制度的位置づけ
- ④ その他

（構成）

第4条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、検討会の議事を整理する。
- 4 検討会の下に、分野別に詳細な検討を実施する分科会を設置する。

（会議の運営等）

第5条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 検討会及び分科会は原則非公開とするものとする。
- 4 検討会の配付資料、議事要旨（以下「議事要旨等」）は、検討会の事務局においてホームページその他の方法により公開する。ただし、座長が非公開として取り扱うことが妥当と判断した議事要旨等については、一部非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 検討会及び分科会の事務局は国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会及び分科会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、令和2年8月6日から施行する。